

平成30年度

第1回

徳島県国土利用計画審議会

議事録

1 開催日時及び場所

平成31年3月28日（木） 午前10時から午前11時45分
県庁10階 大会議室

2 出席委員

橋本委員、三好委員、松田委員、中野委員、鈴木委員、吉田委員
小川委員、山本委員、田村委員、宮本委員

以上10名

国土利用計画審議会（H31. 3. 28）

○事務局

時間が参りましたので開会したいと思います。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。お配りしてあります資料ですが、会議の次第と、座席表、委員名簿、資料1といたしまして、徳島県土地利用計画（仮称）の素案の概要書、資料2といたしまして、徳島県土地利用計画（仮称）の素案の説明資料、資料3といたしまして、素案の本体、資料4といたしまして、新旧対照表、それとあと、関連法令として2枚、お配りさせていただいています。ございますでしょうか。

本日はお忙しいなか、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

早速ですが、本日の審議会の定足数ですが、徳島県国土利用計画審議会にはお手元の徳島県国土利用計画審議会名簿に記載しております、15名の委員各位に、ご就任をお願いしております。本日はただいまのところ、10名の委員各位にご出席いただいておりますので、当審議会の設置条例第5条第3項に規定する、定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、県土整備部副部長からご挨拶させていただきます。

○県土整備部副部長

皆さんおはようございます。平成30年度第1回国土利用計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から本県の土地行政の推進に関し、格別のご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日お忙しい中、審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日は、徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画の変更に係る素案についてご審議をいただく予定でございます。徳島県国土利用計画につきまして

は、国において、平成27年8月に、第5次国土利用計画全国計画が策定されたことを受けまして、また、第4次徳島県国土利用計画の計画期間が平成30年までとなっていることから、この度、策定するものでございます。

また、国において、国土利用計画と土地利用基本計画を一体的に作成することが可能であるという見解を受け、今回は、土地利用基本計画も合わせて策定するものであります。

本計画では、本格的な人口減少社会の到来を受けて、土地需要の量的調整から土地利用の質的向上へとシフトを図り、適正な土地管理を行い、持続可能で豊かな県土の形成を目指し、強靱安心を実現する県土利用、適切な県土管理を実現する県土利用、未来環境を実現する県土利用の三つの基本方針を設定し、取り組んでいくこととしております。

本日は委員の皆様方の忌憚のないご意見を賜りまして、さらにこの素案の内容を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

当審議会設置条例第5条第2項により、会長は当審議会の議長となる、と規定されておりますので、会長よろしくお願いいたします。

○会長

本日の審議会ですけれども、先ほど、冒頭でご挨拶にございましたように、徳島県の国土利用及び土地利用の目標をまた新たに作り直すものでございます。非常に重要な会議でございますので、皆様のご協力を得て、しっかり議論させていただきたいと思っておりますので、何卒ご協力よろしくお願いいたします。

本日の議題は、この次第にもございますように、（1）徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画について、ということでございます。

先程ご挨拶にもありましたように、この二つの計画の改定に当たって、一体として、徳島県土地利用計画という形で、ご審議いただくことになるかと思っております。そ

の前に、県の方から当審議会の方にご諮問いただけるということでございますので、まずはそちらにお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局

はい。副部長は、会長の前に移動してください。

○県土整備部副部長

国土利用計画法第7条第9項において準用する同条第3項の規定及び同法第9条第14項において準用する同条第10項の規定に基づき、徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画を変更する計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

○会長

承りました。ただいま徳島県知事より、本審議会に、徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画を変更する計画についてのご諮問をいただきました。これから肅々と、皆さんと審議を続けさせていただきたいと思っております。しっかりとした意見を答申させていただきたいと考えておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議題1の内容について、事務局の方から、ご説明をいただいた上で、皆さんからご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいま諮問書を各委員の皆さんにお配りいただいておりますので、まずはご確認をいただければと思います。その上で内容についてご説明をいただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。それではお願いいたします。

○事務局

資料2、説明資料をご覧ください。

説明資料の1ページをご覧ください。本計画の役割についてでございます。

土地利用計画（仮称）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画かつ土地利用基本計画として機能する計画でありまして、県土の利用や土地利用の調整等について一体的に整理し、策定しようとするものでございます。

従来は、土地利用に関する基本方針である国土利用計画についてご審議いただいた上で策定し、その後、調整方針である土地利用基本計画については、改めて御議論いただいて策定しておりまして、両計画の策定には、複数年を要しまして、計画の内容が重複する部分があるなど改善する余地があるものでございました。

また、先ほども、副部長から申し上げましたように、国において、平成29年4月に、両計画を一体的に策定することは可能であるとの見解が示されたことを受けまして、土地利用に関する基本方針と調整方針であるそれぞれを一体的に策定することとして、より深く掘り下げて、ご審議いただいて、さらに進化した内容の濃い計画を作成しようとするものであります。

国土利用計画県計画は、国土利用計画法第7条により国が作成する全国計画を基本として、各都道府県において策定するものとされております。第5次全国計画は先ほども申しましたように、平成27年8月に策定済みでありまして、県計画はまた、第4次計画が平成30年を目標年としておりまして、本年、最終年を迎えることから、第5次計画を策定する必要がございました。

国土利用計画県計画は、限りある県土を適正に利用するため自然的、社会的、経済的、文化的といった様々な条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な視点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的といたしております。計画には国土利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、区分ごとの規模の目標を達成するために必要な措置の概要について定めることとなっております。

また一方、土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条によりまして、計画書と縮尺5万分の1の図面の二つから成り立っている計画であります。今回策定しようとするのは、この計画書の方なんですけれども、それぞれ個別法に基づく都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域につきまして、土地利用の総合的かつ基本的な方向づけを行うことによって、各種の土地利用計画の総合調整を果たす目的で策定されるものであります。

この土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として策定するものとされており、国や地方公共団体は、土地利用基本計画に即して、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、土地利用の規制に関する措置等を講ずるものとされております。今回は、これを一体的に策定しようとするものです。

この策定する土地利用計画（仮称）のどの部分が国土利用計画、土地利用基本計画のそれぞれに該当するかにつきましては、資料1の方に色分けして作っております。上の方に計画区分というのが書いてあるんですけども、緑の部分が国土利用計画に該当する部分で、青い部分が土地利用基本計画に該当する部分、オレンジの部分が両計画に該当する部分ということで、構成としては、こういう形になっております。

2ページをご覧ください。県土利用をめぐる基本的条件の変化と取り組むべき課題です。平成23年3月における東日本大震災の発生や、激甚化する豪雨災害等が連続して起こり、また、南海トラフ地震が今後30年間に最大で70から80%の高い確率での発生が予想されていることなどから、安全・安心に対する県民の意識が高まってきており、従来の防災・減災対策に加え、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向け、県土強靱化や事前復興の取り組みをすすめ、災害に強い県土を構築していく必要があると考えております。

また、県人口は引き続き減少しておりまして、生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加が進展するなど、本格的な人口減少社会が到来しております。低・未利用地や空き地が増加するなど、県土管理の水準の低下が顕在化しており、県土の適切な利用と管理を通じて県土を崩壊させない取り組みを進めていくことが必要であるとと考えております。

さらに、人の手が入ることによって良好に管理されてきました自然環境や景観の悪化や、気候変動による自然環境の悪化や生物多様性の喪失など、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山村の集落や町並み、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全・再生・創出し、次世代に継承していくことが必要であるとと考えております。

3ページをご覧ください。県土利用の基本方針であります。県土利用の基本方針といたしまして、強靱安心を実現する県土利用、適切な県土管理を実現する県土利

用、未来環境を実現する県土利用、の3本を基本方針として作成いたしまして、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指すこととしております。

4ページをご覧ください。地域類型別の県土利用の基本方向です。まず都市では、人口減少下においても必要な都市機能を確保し、環境負荷が少ない、安全で暮らしやすい都市の形成を推進する、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約し、都市間ネットワークの充実を図る、また、低・未利用地や空き家等の有効活用などを図る、などを書いております。

また、次に農山漁村では、地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備する、生鮮食料供給地や県産材生産地としての健全な地域社会を構築していく、農業の担い手への農地の集約や集積、農地の良好な管理を行っていく、などを書いております。

5ページをご覧ください。自然維持地域でございます。自然維持地域では、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保をしていく、劣化した自然環境の再生と保全を図る、野生鳥獣被害対策や外来種対策を推進していく、などを書いております。地域類型別の県土利用の基本方向として記載しております。

6ページをご覧ください。県土利用区分別の土地利用の基本方向と規模の目標です。計画の目標年次は平成40年と設定し、また、基準年を平成28年としております。前提となる人口及び世帯数ですけれども、県土利用に関しては、基礎となる基本的な前提となる人口と一般世帯数については、平成40年においてそれぞれ、67万人及び27万6千世帯になるものと想定しております。これは、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等から推計しているものでございます。

県土の利用区分ごとの規模の目標につきましては、先ほどの将来人口や各種計画等を前提といたしまして、利用区分別の現況の変化についての調査に基づいて、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と調整を行い定めるといふこととされております。

例えば、農地につきましては、過去の面積の減少傾向等を検討いたしまして、農地の集約、集積や優良農地の確保等の取組により、マイナス傾向を加速させないよう抑制し、平成28年の面積の2万9千5百ヘクタールから平成40年には2万6千670ヘクタールになると想定しております。その他の利用区分ごとの目標につきましては、ご覧の表のとおりでございます。

7ページをご覧ください。地域別の土地利用の基本方向です。地域別に徳島県を3つに分けまして、東部地域、南部地域、西部地域を設定し、それぞれの地域の市町村についてはご覧の地図のとおりでございます。

8ページをご覧ください。東部地域ですが、方向といたしまして、既成市街地につきましては、既存の人口、都市機能、基盤集積を生かした効率的な都市運営を進めるため、地域の実情に応じた独自性を活かしながら、子育て、医療、介護等の生活支援サービスの集約による快適で効率的な生活環境を重視した持続可能な市街地の形成を図ること、市街地周辺部につきましては、既存集落の維持、活性化に加え、豊かな自然の保全、農業生産基盤の整備を図り、市街地と周辺部の自然・田園が健全に調和したまちづくりを展開する、などとしております。

南部地域におきましては、この地域の生活圏の中心都市である阿南市については、既成市街地における低・未利用地の有効利用を促進することにより、都市機能の集約、効率化を図るとともに、市街地周辺部における農林業的土地利用と計画的な調整を図りながら、良好な市街地等の形成を図る、などとしております。

9ページをご覧ください。西部地域でございます。西部地域では、古来から伝わる急傾斜畑の伝統的な農法など、独自の強みを最大限に活かした、にし阿波ブランドの確立や、中核農家、女性、高齢者など経営体ごとの特性を活かした、にし阿波型農業モデルと人材育成システムを確立し、特に、世界農業遺産に認定された、にし阿波の傾斜地農耕システムについて、官民挙げた体制を構築し、その保全、継承に取り組むなどとしております。

10ページをご覧ください。利用区分別の土地利用の規模の目標を達成するために必要な措置の概要であります。土地利用関連法制等の適切な運用、県土の保全と安全性の確保、持続可能な県土の管理など、9本の措置を設定しております。

まず第1といたしまして、土地利用関連法制等の適切な運用であります。国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、全国計画、本計画及び市町村計画等を基本として、土地利用の計画的な調整の推進を図る、とするものであります。

2番目の県土の保全と安全性の確保についてでございます。治水・防災対策、水資源の確保といたしまして、あらゆる大規模自然災害に備え、水系ごとの治水施設

等の整備と流域内の土地利用との調和，地形等自然条件と土地利用配置との適合性，風水害，高潮及び地震，津波への対応に配慮しつつ，適正な土地利用への誘導を図るとともに，県土保全施設の整備を推進する，などとしております。

以下，森林の適切な管理，ライフライン等の安全性の向上，都市の安全性の向上について記載しております。

次の11ページをご覧ください。持続可能な県土の管理です。都市の集約化といたしまして，地域の状況に応じ，行政，医療，介護，福祉，商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進するなど記載しております。

以下，農地の確保，森林の管理，水環境の保全，美しい山河や海岸の保全，良好な景観等の保護について記載しております。

12ページをご覧ください。自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保です。自然環境の保全・再生といたしまして，国立公園，国定公園制度等の活用や適正な行為規制や公有地化により適正な保全を図るなどと記載しております。

以下，野生生物への配慮，生物多様性の確保，環境への影響調査・研究の推進，自然生態系を活用した防災・減災対策の推進，豊かな自然等を活かした観光の推進，野生鳥獣による被害防止と侵略的外来種の定着防止のための調査研究の推進。

続いて，13ページです。脱炭素社会の実現，生活環境の保全，循環型社会の形成について記載しております。

以下，土地の有効利用の促進。14ページに土地利用転換の適正化，県土に関する調査の推進。15ページに計画の効果的な推進，9番目として，県土の県民的経営の推進について，記載し，措置を講ずることとしております。

16ページをご覧ください。土地利用の原則です。都市地域，農業地域，森林地域，自然公園地域，自然保全地域の5地域について，記載しております。

都市地域については，都市計画法に規定する都市計画区域であります。農業地域につきましては，農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域であります。森林地域につきましては，森林法に規定する国有林の区域または地域森林計画の対象となる私有林の区域が該当します。自然公園地域につきましては，自然公園法に規定する自然公園が該当いたします。自然保全地域につきましては，自然環

環境保全法に規定する原生自然環境保全地域，自然環境保全地域，または徳島県自然環境保全条例に規定する特別地区が該当することとなっております。

例といたしまして，都市地域につきましては，良好な都市環境の確保，形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ，既成市街地については，土地利用の高度化や低・未利用地の有効活用を図るとともに，市街化区域又は用途地域においては，居住環境の整備を推進するとともに，需要に応じた適正な規模の宅地の供給を促進する，などを原則と設定しております。

その他の地域につきましては，16ページ，17ページに記載しておりますのでご覧ください。

18ページをご覧ください。重複する地域における土地利用に関する調整方針があります。都市地域と農業地域が重複する地域など，9つの組み合わせについて調整指導方針を記載しております。

19ページをご覧ください。今後のスケジュールについてです。

この1回目の国土利用計画審議会において，諮問させていただいたところではありますが，6月に県議会への素案の報告や，パブリックコメントを行いまして，8月に2回目の国土利用計画審議会を開催し，原案に対する意見を頂いた上で，11月に第3回目の国土利用計画審議会を開催し，御答申をいただければと，現在考えているところでございます。

また，12月には計画を策定し，公表したいと考えているところであります。今後の審議会の日程につきましては，会長さんともまたご相談させていただきまして，できるだけ早いうちに皆様と日程調整等をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございました。

資料2を使って，一部，資料1も使いながら，審議内容のご説明をいただきました。詳しいところは，既に一度委員の皆さんにもご説明いただいているかと思うんですが，徳島県土地利用計画（仮称）の資料3に基づいた内容かと思えます。

皆さんからご質問とかご意見を伺う前に、3月20日までに各委員の方からご質問をいただいているというふうに聞いてますので、このご質問内容についてまずご披露いただいて、それについて事務局からどのような対応が考えられるかをまずお聞きした上で、その後各委員からご意見を改めてお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。

(一同、異議なし)

○会長

たくさんのご意見を、ご質問とかをお届けいただいているというふうに聞いておりますので、是非ご披露いただいて、その後、また各委員の方から補足のご質問とかあるかもしれませんので、お聞きしようと思います。

○事務局

まずは、資料3の土地利用計画（仮称）素案10ページ、3 利用区分別の県土利用の基本方向で農地についてご質問をいただいております。

まずは1点目、農地保全、災害の観点から農地に田んぼダムの保全整備が重要と思うが如何、というようなご質問をいただいております。

水田に一時的に雨水を貯留して徐々に排出することで、周辺の住宅地等の洪水を防止、軽減する田んぼダムは、雨水排水を補完するものとして注目されております。また、この田んぼダムの機能をはじめ、農業、農村の有する多面的機能を維持、発揮するには、地域の共同活動による適切な農地の保全管理が不可欠でありまして、この活動を支える多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金は、重要な地域施策として、今後も積極的に取り組んでいく所存でございます。また、農業基盤の整備につきましても、近年、就農者の高齢化や就農者の減少による担い手不足の中で、農地集積の加速化や農業の高付加価値化のため、区画整理や農業用水のパイプライン化などを行っております。これら農業基盤整備の推進による農業の競争力強化、優良農地の保全につながっていくものと考えております。1点目は以上です。

2点目です。これも10ページなんですけど、2点目は森林についてです。

森林について、荒廃森林も増加しているように思われるが、森林の再生を目指さないのかというような御質問をいただいております。

本県の森林は、個人が所有する私森林の割合が8割を超えておりまして、森林所有者の高齢化や相続による代替わりによる不在化等によりまして、個人による適正な森林管理が難しくなっているケースが見受けられます。これまでも、個人で管理できない森林につきましては、森林組合や、徳島森林づくり推進機構が依頼を受けて、森林整備を実施して森林を再生しております。今年度4月からは、森林経営管理法が施行されまして、自ら管理できない森林所有者が市町村へ経営管理を委託し、市町村において、森林環境譲与税を活用いたしまして、森林整備を実施することができることとなっております。これによりまして、一層、森林の適正な管理が促進されるものと期待しております。

次も同じく、森林の項目なんですけれども、この中に、整備、保全、維持、管理、再生、利用、回復等の言葉が出ているんですけど、それがどのように定義されているか、というご質問でございます。

整備につきましては、間伐など施業を実施し、適正な森林を誘導する行為であります。保全につきましては、保護して良好な状態に保つこと、それから、維持につきましては、現状の状態を持続させること、管理につきましては、必要な手段を使い、適正な状態に保たせること、それから、再生につきましては、再び生かすこと、利用につきましては、既にあるものを使って役立てること、回復につきましては、元どおりにすること、というふうな使い分け、使い方をしております。

それから続きまして、16ページ。16ページは、南部地域について記載している項目でございます。ここに書かれている施策によって、森林の持つ多様で健全な森林の整備、保全が本当に達成できる保証はあるのか、というようなご質問でございます。

○委員

すみません、途中遮ってしまっ。まず、今のところの、16ページの中ほどにあるところなんですけども、森林の持つ多様で健全な森林の整備、保全というのが、

まず、意味がわからないんですけども。それも合わせて、答えていただけると助かります。

○事務局

従来森林は、水資源の確保や山地災害の防止とかいうような機能がありますので、そういう公益的機能を持つ森林を整備していくというような意味で、個々の森林の持つ多様で健全な森林の整備、保全という言葉を使っておりまして、回答といたしましては、施策として、森林施業の集約化や路網整備、それから、機械の導入とオペレーターの養成、効率的な流通加工体制の整備などを行いまして、生産性を高め、競争力を持たせることで、所有者の所得向上することなどに今、取り組んでおります。これらのことによりまして、森林の整備や更新を拡大いたしまして、多様で健全な森林の保全が促進されることを目指していきたいというふうに考えております。

○委員

私が事前に質問したちょっと意図が伝わってないと思うんですけども。私は森林というのは今説明していただいたようにいろんな公益的機能があるんですが、それに対して、例えば、森林施業効率化とか大規模機械の導入とかそういったものをすると、林業としては、一時的に効率が高くなったりして良いかもしれませんが、それが公益的機能を損なうようなことがあり得るので、そうしたことに配慮した施策を謳った方がいいのではないかというような質問をさせていただきました。

○事務局

ただいまの委員のご質問なんですけど、本県、ただいまお話ししましたように、個人が持つ森林が多くて、個人が管理していかないといけないわけですが、個人にさせていただくためには、林業として、森林を整備、間伐して、森林を管理するんですけど、これで木材が売れて収益が上がるような取り組みでなければ、なかなか広がりにくいってことがあります。それで、平成17年度から林業プロジェクトによりまして、今、路網と機械とを併せ持って、効率的に木材を生産して森林整備もできるように、という取り組みを進めております。

ただ今ありましたように、それを行う上で、いろんな雨水排水の処理ですとか、周辺の自然に影響を及ぼさないように配慮しながら取り組む必要は確かにございます。今のところ、そういった健全な施策を誘導するようなプロジェクトを推進しているところでございます。

○委員

別に、全部批判するつもりではなくて、この利用計画に大きく謳われてるように、災害を防止したりとかいうことをまず念頭において県土を利用するっていうことですから、こうした林業なり農業なりいろんなところなんですけども、まずそれに配慮して効率化を図るとか、収益を図るとかそういうような表現をぜひ入れてほしいなど。その具体的なやり方については、今後議論するとして、大前提としてそうしたことが必要じゃないかな、と感じる次第です。

○事務局

ご指摘の内容につきましては、そのような表現を検討いたしまして、取り入れたというふうに思っております。

○会長

それでは続けてください。

今の議論は、多分表現の問題なんで、森林の持つ多様で健全な森林の整備、保全っていうのは、元々森林の保全・整備を行う上の大目標なので、それはその中にも林業の振興であったり、それから、環境の保全であったり、いろいろあるわけですので、その辺上手く表現をまとめられるといいと思います。委員からのご意見もそういうことだと思うので。

○事務局

はい、承知しました。

同様の項目なんですけれども、16ページ、南部の項目につきまして、森林に限らず、目標達成の手段が他の目的を損なう可能性があるということを検討したのかというような内容であります。

これにつきましては、記載されています目標達成の手段には、多様な側面があるというふうには認識しております。そのプラスの面、マイナス面を併せた結果として、目標値を設定しているというふうに考えております。

それから同様に、16ページの南部地域の項目です。本計画には、流行り言葉や最新機器の名称が至る所に記載されており、それらを推奨するような書き方をされているが、それは行き過ぎではないか、というようなご質問でございます。

本計画の素案を策定するにあたっては、県において策定されております他の計画を踏まえて作成することとしております。例えば、南部地域に書くにあたっては、南部総合県民局が作成している南部圏域振興計画を踏まえて記載しておりますので、もうすでに県の計画に記載されている表現で、同様の内容を記載しております。よろしく申し上げます。

それから23ページです。23ページのエ 環境への影響調査・研究の推進、それからキ 野生鳥獣による被害防止と侵略的外来種の定着防止のための調査研究の推進の2項目に、研究という言葉が入っております。

先生の方からは、本来、他の項目にも研究が必要なものもありまして、この二つの項目だけ研究という言葉を使っているのはいかがか、というご質問であります。

もちろん、他の項目の施策につきましても研究が必要なものもあります。この項目にしか入れられてないことも踏まえまして、よく内容を勘案いたしまして、全般的に研究が必要なものの欄には記載する方法を考えまして、研究が必要なところには研究という項目、ないしは統一的な、「研究に取り組む」みたいな表現を、取り入れ方を検討していきたいと考えております。

○会長

できるだけコンパクトにご回答いただければと思います。特にご質問内容をご紹介いただいて、それに対して、基本的には、この計画書の作成を今、念頭に議論さ

せて頂いておりますので、県の施策をどうするかということをご説明いただかなくて結構でございます。

○事務局

承知しました、はい。

24ページの道路です。道路のところに、自然災害の多い徳島県においては、迂回路、代替路の整備、維持が大事ではないかというご質問であります。

道路につきましては、一般道路については、災害の輸送の多重性、代替性の確保を目指すということで、そういう趣旨のことを書いてるんですけども、林道、農道も同様でありますので、同様の表現をですね、林道、農道のところにも入れることを検討していきたいというふうに思っております。

それから、27ページです。27ページの都市地域のアの欄に、市街化区域の農地は内水害対策として、遊水池としても有効だと考えるが如何というようなご質問であります。

市街化区域内の農地につきましては、災害等に有効なのは疑いのないところでありまして、それらの機能を有効に確保しつつ、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れながら計画的に利用を図ることとしていきたいというふうに考えております。

○委員

もう1つあったような気がするんですけど、26ページの9番の県土の県民的経営の推進というところの一番最初の行の県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村によるっていうところでなぜ徳島県の県土利用に東京都や北海道、そうした他府県の入るような表現が入ってるのか、というような質問させてもらったと思うんですが。

○事務局

申し訳ございません。これは、国や県ということで、都道府県は表記の誤りでございます。申し訳ございません、訂正させていただきたいと思っております。

続きまして、1つは災害に強い県土の構築、2つ目が、自然環境の保全、再生、活用について、お考えをお聞かせください、という風なご質問でございます。

それにつきましては、先程資料の2で説明させていただきましたので、これにつきましては、割愛させていただきます。

それからもう1点、森林の項目につきまして、森林を公有地化するにあたっては、赤字を出さないように、というようなご質問をいただいております。

本件につきましては、私有林の割合が高くてですね、森林所有者自ら管理出来なくなった森林を県や市町村、それから、徳島森林づくり推進機構が取得することも進めております。県が公有林化するにあたっては、経済的側面だけでなく、多様な機能も有している側面にも視点を置きまして、一元管理ができるものにつきましては、効率的な施業ができる森林を公有地化の対象としておりまして、そういう、経済的側面だけを見てる訳ではないということをご理解いただきたいと思っております。

それからもう一つ、ご質問いただいております。人口減少社会を想定し、自然環境の保全、再生を目指すには、なぜ宅地の数値目標を増やすのか、というご質問でございます。

数値目標は、14ページに各項目の目標値を書いております。ご質問は、宅地の目標値が1万5千590ヘクタールから1万6千370ヘクタールに増えることにつきまして、なぜ宅地の数値目標を増やすのか、というようなご質問でございます。

この目標の内訳といたしましては、下の段にありますように、住宅地が9千980ヘクタールから9千820ヘクタール、この項目については160ヘクタール減らしております。それから、工業用地につきましては、1千ヘクタールから1千ヘクタール、増減なしでございます。その他の宅地につきましては、4千610ヘクタールから5千550ヘクタールで940ヘクタールの増ということになっております。その他の宅地というものにつきましては主に、事務所や商業施設や公共施設、それから、教育文化施設、医療施設等の用地が含まれております。宅地は従来から増え続けておりまして、平成17年から28年にかけて、1万4千800ヘクタールから1万5千590ヘクタールに790ヘクタール増えていると。それからして、その他宅地も4千300ヘクタールから4千610ヘクタール、約300ヘクタール増加しております。人口減少社会におきましても、今、都市の居住や機能を集約

する必要があることとしても、この傾向は変わらないものということで、この数値目標を置いております。

○委員

同じ計画の中に未利用地の利用推進とか、空き地利用、空き家利用とか、重ねて書いてあるので、そういうのを利用すればその他の宅地をそれほど増やす必要があるのかという趣旨の質問なんですけど。

○事務局

一度宅地化した場合は、なかなか元に戻らないという傾向があります。例えば、空き家率につきましては、県の総住宅数は平成25年で約36万5千戸あります。それで空き家というのは、平成25年ベースで3万6千戸で総住宅の約10%が空き家です。5年前から8千戸増えているということで、一旦宅地開発されて住宅ができてしまうと、その後、空き家になっても、その空き家っていうのはなかなかもう活用されない、そのまま増え続けるというような傾向があります。ただ、平成27年に空き家等対策の推進に関する特別措置法というものができまして、空き家の所有者、管理者に対する責任が明確になっておりますので、それに鑑み、徳島県では、住宅対策総合支援センターというものをおきまして、空き家の利活用ですね、移住者のマッチングであるとか、それから、空き家の利活用のコーディネーターの育成なんかをしております。一旦宅地にしますと、なかなか元に戻らない、そういう施策をとっても戻らないということから、一定程度広がっていくのはもうやむを得ないのではなかろうかと。ただし、使えるものについては、空き家、未利用地は、どんどん使えるように促進していかなければならないというふうには考えております。

○委員

一点だけ。その他の宅地の中で、土地利用の高度化という表現があるんですけども、一体、高度化というのは何を指すのか。

○事務局

すみません、ちょっといま手元に高度化に関する資料がございませんので、また、何らかの方法で委員の皆様の後日お伝えするようにいたしたいと思います。申し訳ございません。

○会長

ちょっとコメントを申し上げたいと思いますが、その他宅地の増加に関しては、やはりどうしても必要なことだと私は思っております。それは何故かと申しますと、この土地利用計画の基本方針の一つで、相次ぐ自然災害の発生で災害に強い県土の構築というのがございまして、そこでは、危険な宅地利用をいかにして減少させていくか、ということが大きな課題になってございます。そのためには、現在空き家になっているところの多くが、危険な津波浸水エリアに含まれているケースも相当ありまして、それを再度利用するというよりは、そうした土地は、例えば、公園とかにするなりして公共用地に吸収して、一方で、新たな安全な土地を提供していく仕組みを作らないと、ここで挙げてる災害に強い県土の構築というのはいりえないわけですね。目標年次が10年先という年次でございまして、その過程の中で新たな土地を宅地化させて一方で、残留している空き地、宅地としてある空き地というのが必ず存在しつつある。ですから、ある一定の時間を過ぎると、宅地が減少してくると言う過程が出てくるんですけれども、災害に強い県土の構築という強靱安心を実現する県土利用というのを実現するためには、一時期、宅地面積が全体的に増えていって、その後減少していく。宅地を別の形で利用する土地利用の形に持っていくのは非常に難しい、確かに難しいので、そこ難しいんですけれども、そこは、20年、30年の時間をかければ、いずれ適正な土地用途になっていくと思います。で、それは今、この計画の中で描けないので、そういった視野も持ちながらですね、考えていかないといけない事項ではないかというふうに思っております。おそらくそういうことまで含めてこの目標値を設定したとは思えないんですけれども、本来そういうことも含めて、目標値を設定していくべきだろうと思っております。そうしないと、なかなか現実的に安心安全な土地に誘導するといったことは非常に難しい問題ではないかというふうに思っております。

それから、土地の高度利用に関しては、例えば、複合施設を今後建設していかないと、コンパクトシティ化を図るためには、やはりあの複合的な施設を同じ敷地内に立地して、建設していくということが必要になっておりますので、例えば1階が社会福祉施設で、2階、3階に商業施設が入って、上が住宅地、住宅利用とか、そういう高度利用が望ましくなってくるというのも、現実だと思います。まあそういう理解でいいのかどうか、ちょっとわかりませんが、そういうような趣旨は含まれていると思っております。

○委員

ただ、それが分かるような表現にしないと、高度化と一言で済ましちゃうと何を指すのか分かんないと思います。

○事務局

高度化という表現の中に、例示、こういうものっていうふうに例示を入れるなどして、わかりやすい表現を検討していきたいと思っております。

○会長

お願いいたします。じゃあ後、質問事項についてはもうそれで終わりでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

はい、ありがとうございました。ちょっと少し長くなりましたけれども、非常に大事なポイントでしたので、ご意見を、ご質問内容についてですが確認させていただきました。

それでは、その他の委員の皆さん、あるいは、すでにご質問いただいた委員の皆さんからも、先程のご説明内容、それから、この土地利用計画の本編等で、ご質問

あるいはご意見ございましたら、どこからでも結構でございますので、ご発言いただければと思います。

○委員

この審議会で審議すべきレベルっていうのはどこになるんですか。細かい文言まで含むんですか。それとも、もう少しこう、大きな範囲でのところなんですか。そこちょっとまず、私自身も理解できてないので説明していただけないでしょうか。

○事務局

もともとこの国土利用計画は、土地利用の大きな方向性を示すものです。ただ、細かい文言の言い回しが統一されてなかったり、定義が分からないってことは、読み手にお伝えしたい内容が伝わらないので、文言等の言い回し、それから統一性というのは整合しつつ、県土の土地利用の方向性をしっかり、ご議論いただいております。で、事務局で、先程指摘いただいた細かい言い回しとか誤りはまだ多々ありますので、次回の審議会までにはそういう部分を修正して、用語の統一性がなかったりする部分については、修正していきたいと思っております。

○会長

委員の方からもご指摘ありましたように、この土地利用計画の素案をパブリックコメントでも、意見を求めますので、そういう意味で、分かりにくい表現があれば、委員の皆様からご指摘いただきたい。あるいは、全体的なものとして、大きな部分から、大きな視野から、ご指摘いただく、両方、是非お願いしたいと思います。

○委員

わかりやすい資料を作っていただいて本当にありがとうございます。それで、私も質問状に災害に強い県土の構築とか自然環境の保全・再生・活用についてっていうことで、お考えを、ということで質問をさせていただいたんですが、持続可能とか、豊かな自然とか、いろんなことをずっと言われているわけですよ。それで、できてきたかっていったら、私は出来てないように思う。言葉が先に踊っているよう

に思うんですね。綺麗な言葉を書かれたら、あ、そうなんだと思うんですけども。災害に強い県土の構築ってこれすごく難しいんですよ。林業に身を置いてるものとしては、それで、生産性、それも追求しなければいけない。でも自然環境の保全についても追求していかなければならないっていうところに。私たちは、常に自然の中に身を置いてるわけですよ。それが伝わってないように、私は感じます、常に。

今、やっぱり災害に強いというのはいろんなやり方があるんですよ。近所でも皆伐をしてるとこ、私見せてもらったんです。これは災害がいくなと感じました。やっぱり皆伐はしてはいけないっていうんではないんですけども、それによって、植わってるから災害がないっていうんではもう。そこから水が行けば、それは災害が起こるんですよ。でもできるだけ、私たちはあの災害の少ない、やっぱり人にとっても、動物にとっても、植物にとっても優しい自然をできるだけ守りたいと常に努力してます。でもやっぱりこういう言葉だけで書かれると、んーとなるんですよ。

今年の4月から森林経営管理法ですか、行われるんですけども、それにも私たちはいろんな疑問があります。今県下で説明会が多分これからも行われて、そして森林を所有されている方にも情報はいつてると思うんですけども、やはりこういう目標を達成するためには、これからどういう風にして行かないかんかっていうことをもう少し県民の方にも危機感を持っていただかななくてはならないし、やっぱりそういう県の施策をされる方においても、もっと現場をもっともっと知ってほしいです。やはり、本当に、山を大切にしていうか、自然を大切に思ってる方は、いろんなところで私も話を聞かせていただくんですけども、やはりあまり分かってないなあというのが現実です。災害に強いとかそういうふうなのは、やっぱり自然の中でどういうふうにすれば災害に強い県土っていうか作っていくのだろうか、っていうことも含めてもっともっと、私考えて欲しいと思います。ものすごい、現場にいたら、危機感があるんですよ。でも、そういう高性能林業機械を使ってどうのこの言いますけど、それを作る道作りがもうほとんどできてないわけですよ。これが災害に繋がるってもう分かってるんですけどね。私は歯がゆい思いで、そういうふうを見させていただいています。でもそれが伝わらない。そういうところをやはりもっともっと施策の上で、いろんな方法で災害に遭わない、強い県土とか、自然環

境の保全，そういうことも含めてやはり，林業にはもっともっと必要でないかって感じています。以上です。

○会長

ありがとうございました。委員のご意見をそのままなかなか計画書の中に入れるの難しいんですけども，実現可能な部分をできるだけ分かりやすくいれるという，それでしか今のところ対応難しいのかもしれませんが，工夫を是非お願いしたいと思います。

○委員

この農地，森林，原野等と書いて面積を書いている表なんですけれども，この表の農地，森林，利用目的の上は空欄になってるんですけども，ここもし何か入れるとしたら，これは何を入れますか。

それと，この利用目的ごとの面積が出てますけれども，この面積を出す基のデータというか，それは何を集計したものかちょっと，先に質問しておけばよかったんですけども，これはどこから数字を拾い出しているかをちょっと教えていただけたらと思いました。

○事務局

農地につきましてはですね，集計しておりますのは，田と畑について集計しております。

○委員

その田と畑というのは，市町村の何かデータを取ってきてるわけですか。

○事務局

農林水産省の耕地及び作付面積統計，こちらの方の数値を基にして，積算しているものです。全国統計がありますので，それをもとにさせていただきました。

○委員

でも全国統計も基になる数値があると思うんですけれども。この表の基は、農林水産省から来た数字をここに乘せてあるって言うことですか。

○事務局

そうです。

○委員

森林は？

○事務局

森林に関しては、林野庁の森林資源現況調査というのがあります。それをもとに推計させていただいています。

○委員

ここも国の方ですね、そうしたら。あともそうしたら、全部、国から来た数字ですか。国の方のデータから来た数字ということですか。

○事務局

基本的に国のデータがあります。県から上げてるものもあると思いますけれども、国のデータ等を活用して、現況数値を出しているところで、それに基づいていろいろ勘案して、目標値という形で出させていただいています。

○委員

地目の認定というようなことは法務局の登記官が行うんですけれども、これ、データの基になるものが、果たしてどういう出所なのかというのがちょっと気になったものですから。基本的に国からのデータが主ということですかね。

○事務局

基本的に国からのデータが主にですけども、ないデータにつきましては、県からのものを拾ったものもあります。

○委員

正しい現況がここに出ているのかなということ。ちょっと疑問になったものですから。これやっぱり一番大事なところではないかと思うんです。現場の県土全部をここに数字拾い出すことはなかなか難しいとは思いますが、一番大事なところじゃないかと思います。それに、この利用目的ごとの上の欄がちょっと、果たして、これ入れるとしたら何の文字が入るのかなと、ちょっと思ったんですけども。まあ、それはまあいいですけども。ちなみに、合計の数字の面積の数字というのは、徳島県全土の面積にはならない。

○事務局

この数字の算定方法につきましては、国の方から先程申しましたとおり、こういう調査データを使って算定するよというふうな形で、全国的にほぼ同じ調査データのものを使っています。区分についても、国の方から、こういう形で書いて作成してくださいと示されております。それに基づいて、全国同一基準で、同一調査を使う、統計調査とかも、使うデータはこれ、これ、これということになっておりますので、全国的に同じ基準に基づいて、それぞれの都道府県において算定した上で、目標値を設定していくという形になっております。

○委員

そしたら合計は県土の面積と一致するのかなというのだけ、ちょっと今私すぐに分からないんですけど、それは今は把握されてないですね。

○事務局

県土の面積に関しては、国土地理院の面積がでています。それと目標値について、県土が増えるような形になっているんですが、それに関しては、今、埋立てとかして

おりますので、そこらを加味して平成40年の県土面積ということで設定させていただいております。

この素案の2ページをご覧くださいなのですが、2ページの1の(2)。県土の特性です。県土の特性の1行目です。本県は、四国の東部に位置し、県土面積は約4千147平方キロメートルであると、14ページと一致しております。

それで、先ほどご質問いただいた農地とか森林とかで、国も各省庁ごとに、どっかの省庁が一括して全部のデータを持っているわけではなく、各省庁から調査したものを取り入れてますので、次回までに出典ですね、それぞれの項目がどのデータから拾ったものか記載したいと思います。

○委員

現状がここに正しく反映されているのか、果たして大きな疑問でありまして、ちょっとどうかなと思いました。

○会長

はい、ありがとうございました。

ちなみに、前回の国土利用計画の中には、県土の利用区分が農用地、森林、宅地等の地目別区分という形で、地目別区分という表現をされてます。農用地という表現に変わってたりしますけれども、それが、土地利用計画の方では農地という表現になってたり、若干統一感はないので、その辺何が正しいのか、ご検討ください。

○事務局

今回は、ちゃんと統一性もチェックして修正したいと思っております。

○委員

先ほどのご質問の延長になるんですけども、それでは、平成40年の目標値の根拠と言いますか、それも国のデータから来ているのでしょうか。

○事務局

40年の目標の根拠に関しましては、所管しているところにおいて、いろんな考え方に基づいて積算していただいているところではあるんですけども、先ほども申しましたように農地でありますと、現状の減少傾向とか踏まえて検討しているとか、森林に関しては、現状維持をしていくということになってるとか、道路に関しては、現在の道路の計画等を踏まえて積算をしてるとかという形になっております。目標値は県の方で積算したものを記載しております。県の考え方を載せていると言うことです。

○委員

イメージしてるのは、何か県の土地利用ごとに色分けされたマップなどがあって28年と40年で、南部だとこの場所が変わりますよ、というので面積を全部トータルしていくと、この数値に合致するといったようなイメージをされていることですか。具体的な場所とかはもう決まってらっしゃるんですか。

○事務局

エリアまで確実にちょっと詳細には把握してなくて、全体の、この地目ごとの面積で、地図上でですねここが全て、全ての地目で色分けしたようなものはございません、それが、トータルの面積を拾ったものが、これというふうに理解していただきたいと思います。

○委員

そういうことをする必要はないんですか。実際にはどこの面積を、どこの場所を目的変更をするというような計画を示したようなものを作成することは必要ないんですか。

○会長

この審議会で、その土地利用計画の用途地域の詳細も含めて検討した上で素案をまとめなさいというような諮問かというご質問ですか。多分、個別の用途等につい

では、また別途御議論いただく機会もあるかと思えますけれども、現在のこの審議会に諮問された内容としては、全般的な、包括的な方向性に対して意見を述べることと、あとは、先ほどもありましたけれども、パブリックコメント等で県民にわかりやすくお伝えできるかどうかということで、その内容に関して意見交換させていただいて、たたき台の案をまとめるということでございますので、詳細のところは今、諮問されていないということかと思えます。

各数字の拾い出しに関しては、各部局の方で、所掌している部局ごとに積み上げをされたものがまとめられているということでございますので、現状の値とそれから、今後10年程度で変化する、明らかに変化するという数字が分かっているものに関しては積み上がっていると。ところが残念ながら、10年で今後、新たな施策で展開されるであろうということは、盛り込むことができないので入っていないというふうに考えればいいのか、と私は思っておりますが。そんなところですよ、それでよろしいですか。

○委員

27ページのところの都市地域のところの方針ですけれども、今日の資料の4の新旧対照表のところと比較してると、あんまり前回からの変更が少ないんですよ、今のだけ見てると。前回から比較すると、やっぱりちょっと変更点が少なくて、最初の方針に書いてある、人口減少社会にどう対応していくかっていうところで、もう一步踏み込むのかどうかという、そこにかかっているのかなと思えます。

それで、ずっと、審議会の中で、下の個別法でもう決まってるんで、あと最後にこの審議会でも認めてください、というところが多かったというか、そういう役割にどうしてもならざるを得ないんですけども。まずは一番、原則、上位計画である土地利用のところから、そういう骨太の方針をきちんと示しておかないと、個別法のところ全体の方針にそぐわないところっていうのが、ちょこちょこ止まらないのかな、っていうふうに思います。

そういう意味では、それぞれ、ア、イ、ウの中で、それぞれの地域の方針を書いているんですけども、例えば、アのところでは、市街化区域内の農地、生産緑地なんか30年経って切り替わりの時期が来てるっていう、都市計画だとそういう大

きなターニングポイントをむかえるんですけども、やっぱりそれを積極的に保全を視野に入れながらの計画的な利用を図る、としてしまうところも現状追認してるだけのような気がして、保全を図ると、そういう方針にしてしまわないと、保全って行われんんじゃないのかなっていう、そういうふうに感じます。

イの市街化調整区域の場合のところでも、特定の場合を除いては、都市的な利用を避けると書いてあるんですけども、その特定の場合のところ、最近だと私の地元で、いわゆる調整区域地区計画という、調整区域でも地区計画を立てた場合は開発してもいいですよ、という例外的な使われ方がするんですけどもやっぱり、そういうのを使いながら、調整区域、いわゆる縁辺部のところで開発を続けていくケースが出てきてしまうっていう、そういうところにおいてやっぱり方針として、こういう場合は使ってもいいけど、どういう場合は使ってはダメという、何か特定の場合ではなく、防災のために使うのはいいけどもっという、なんかきちっと、そういう大きな方針を示さないと駄目なのかな、と。

3つめのウの都市計画区域の線を引いてない、用途地域以外の都市地域、いわゆる用途の白地になってるようなところにおいてはその都市的な利用を認めるものとする、とこうなってるんですけども、現状、まさにそのままで、やっぱりこれは市街化区域、調整区域、ひいてるところとひいてないところの対立構造、結局そのまま残してるだけでこの辺りはどういうふうに踏み込んでいくのか、土地利用の方針としてやっぱり都市地域に隣接しているような市町村に関してはやっぱり同様の何か仕組みを図る、例えばその、今、立地適正化計画みたいな、そういう一定市街地をコンパクトにするように、市街化区域、調整区域の線を引くようにと、形の上乗せができるんですけども、やっぱりそういうところも積極的に立地的成果を求めて行くみたいな、そういう大きな流れの中で、やっぱりここに盛り込んでおくべきなのかな、というふうでないと、現状の流れって、止まっていかないのかなっていうことを感じました。

○会長

ちょっと、なかなか難しい、ご質問だったかと思うんですけども、いかがですかね。現状の、従来どおりのまとめ方になっていると。もう一步踏み込んで、土地

利用はどうあるべきかってのところを示すべきではないか、というご意見かと思えます。正直言って、土地利用をどうすべきか、県土をどうすべきかというところの議論は十分できてない中での意見交換なので、多分1年ぐらいかけてその辺を議論して、県土をどうしたらいいのかっていうような協議をしておけば、委員の意見がうまく盛り込まれてくるというふうにも思うんですが、残念ながらそういった議論なしに、今、これ臨んでおりますので、ここで改めてこう書き込むというのは非常に難しいのかなというふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○事務局

個別法との関わり、一応基本的には、土地利用基本計画は個別法の上位計画というふうに位置づけておりますが、個別法の関係が個々にありますので、それを本日もご意見は承った中で、どのようなことができるのか、検討していきたいと思っております。

○委員

ちょっと似たような質問になるかもしれませんが、この土地利用計画は個別法の上位計画です。最初一枚物のカラーの県土利用の基本方針っていうところに、3つ左下の方にまとめられてて、本文の方ではアからオまで5つ項目があるんですが、そのうち3つがここ書かれています、書かれてるように理解しています。それで例えば、この3つ書いてある強靱安心を、とか適切な県土管理を、あるいは未来環境をってのは、これは順序があるんですか。

○事務局

我々としては、この順番は安全安心、命を守る、そういう観点から選びました。ただ、それは順序をつけてるのかと言ったら、環境より適切な管理の方が上なのかっていうことになりますので、一応並立というふうにご理解いただけたらと思えます。

○委員

なんかいろんな方の質問とか、私がしてる質問を考えると、やはり、なんかバッティングした場合にどういう調整をしていくのか、これからどういう方向性で県土を利用していくのかな、っていうことで、やっぱりこういう順番があるのかなのかとか、その辺ははっきりさせておいた方がいいのかなというふうに感じました。

○会長

非常に大事なご意見だったかと思いますが、残念ながら先程申し上げたように、議論が十分できてない中での意見交換になっておりますので、本来ですと、そこに上位関係を求めるか求めないか、これも議論の必要な事項でございます。そういう中では、事務局としては、どちらが上位とかいうことについては、今のところは触れていないということでございますので、我々もその状況の中で、ご意見を賜ればと思っております。個人的にはですね、安全安心を実現する国土利用を最優先にと、そういうことを研究しておりますので、そうしていただければと思いますが、なかなかそれも、いろんな方のご批判を受けることになりますので、調和させながらというところが大事かと思っております。

○委員

失礼します。自然環境の保全・再生・活用のあたりなんですけれども、全体的に、希少種とかの野生生物が、自然保全地域とか自然維持地域のみにいるというか、そちらを中心にいるっていう書き方が全体的にされているのかなと思っていて、最近の徳島県の希少野生生物の検討委員会なんかで重要地域をマッピングすると、本当に全てを覆い尽くすような状況なので、市街地にもそういう希少な生き物がいるっていうことが、誤解なく伝わるような内容になればいいな、という希望です。

○会長

うまく表現を工夫いただければというふうに思います。

○事務局

賜った御意見につきましては、検討させていただきます。うまい表現を考えてみたいと思います。

○会長

ありがとうございました。他にいかがですか。ないようでしたら、ちょっと細かいところで、語句の修正，あるいは質問をさせてください。

本当につまらないところで恐縮ですけれども、資料3の5ページでちょっとお伺いしたいんですけれども、真ん中辺のところ（ア）の5行目ですけれども、最後の所です。地域の状況等に即したものになるように配慮する，というのはこういう言い方をするのでしょうか。配慮する，かなと思ったんですけど。

あとは1点です。それからこれはもう多分間違いだと思いますが、6ページ（ウ）の1行目ですが、「未来環境を実現知する」となってますが、これ「実現する」の誤りだと思います。本当につまらないところで恐縮ですけど。

○委員

私もつまらないところで1箇所。17ページの上から9行目。また、「主伐時代を向かえ」のむかえはこの字じゃない。それだけです。

○事務局

承知しました。

○会長

他にいかがでしょう。特に気になるところとかございませんか。ないようでしたら、今後のスケジュールのご説明ございましたら、これの確認をさせていただきたいと思います。先程、今後のスケジュールということで、6月に県議会の素案報告，そしてパブリックコメントという形で、次の段階としては、特にパブコメのご意見も含めて反映させた形で、原案という形で、少しバージョンアップした形で、まとめていただけるのかな，と思っております。今日いただきましたご意見たくさんございましたけれども、なかなか反映が難しいご意見もあったかとは思

んですけども、それでも、うまく納めていただけるようでしたら、ご配慮いただければというふうに思います。

第2回の審議会で、皆さんのご意見をいただくチャンスがございますので、今日の段階では、この素案を原則お認めいただくということによろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

○会長

特に反対がないようでございますので、事務局から提示されました素案を基に、今日いただきましたご意見、あるいは事前にお送りいただいていたご質問事項なんかも反映させた形で、原案の作成、あと、パブコメ、あるいは県議会への報告等、進めていただければというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

○会長

はい、それでは、委員の皆さんからご賛同頂きましたので、そのような方向で進めさせていただければと思います。本日予定していた議題としては、その他、というのがございますが、何かございますでしょうか。

○事務局

基本的に今回ご説明させていただいた件につきまして、先ほど申しましたように、会長さんもおっしゃっていたように、パブリックコメントなり、議会報告をさせていただく形になってます。これを受けてまた8月に、また新たな審議会をお願いしたいと思っているというところでございます。また早めに、先程申しましたように会長さんと相談させていただいて日程調整等させていただきたいと思いますので、またよろしくお願ひします。

○会長

はい、特に今日は伺った中でも、定義であったり、あと数値の根拠等、できるものを整理していただいて、そして議会にもご報告いただければと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきました議題の方がこれで終わりましたので、私の役割は終わったかと思っておりますので、一旦、事務局の方にお返しいたします。たくさんのご意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。

○事務局

会長どうもありがとうございました。最後に、副部長からご挨拶申し上げます。

○県土整備部副部長

本日、長時間にわたりまして、終始熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。頂きました貴重なご意見等につきまして、今後の作成作業にしっかりと反映したいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○事務局

本日は、どうもありがとうございました。以上をもちまして、徳島県国土利用計画審議会を閉会いたします。